

[委託業務の内容]

1. 工事名
2. 排出場所
3. 委託期間 本契約は有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも書面による解約の申し入れが無い場合は、自動的に1年間契約を延長するものとして、以後これに準ずる。

4. 積替・保管の有無 (有)・無 (積替・保管の場所) 埼玉県八潮市二丁目1088-1

a) 施設の内容	会社名	晴栄運送株式会社
	許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず、 <input checked="" type="checkbox"/> コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 <input checked="" type="checkbox"/> 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( <input checked="" type="checkbox"/> )
	保管上限	23.4 m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)

- b) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む)  
 (排出場所) 積替・保管施設 から (積替・保管施設) 処分施設) まで
- c) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの可否 (許・否)
- d) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの可否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社 (丙) の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/台	円/(t,m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input type="checkbox"/>	m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・コンクリートがら	円/台	円/(t,m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input type="checkbox"/>	m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/台	円/(t,m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input checked="" type="checkbox"/>	4.63t m <sup>3</sup> /日	埼玉県八潮市二丁目1088-1 晴栄運送(有)
木くず	円/台	円/(t,m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input checked="" type="checkbox"/>	2.81 m <sup>3</sup> /日	埼玉県八潮市二丁目1088-1 晴栄運送(有)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/台	円/(t,m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input checked="" type="checkbox"/>	22.14t m <sup>3</sup> /日	埼玉県八潮市二丁目1088-1 晴栄運送(有)
廃石膏ボード	円/台	円/(t,m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎・埋立	22.14t m <sup>3</sup> /日	埼玉県八潮市二丁目1088-1 晴栄運送(有)
混合廃棄物	安定型品目含む	円/台	t, m <sup>3</sup>	圧縮梱包 ( )	廃プラスチック類 16.02 t/日	埼玉県八潮市二丁目字下1088番1 晴栄運送(有)
	管理型品目含む	円/台	t, m <sup>3</sup>	圧縮梱包 ( )	紙くず 203.67 t/日 繊維くず 162.94 t/日 金属くず 1213.48 t/日	
混合廃棄物	安定型品目含む	円/台	t, m <sup>3</sup>	破碎	廃プラスチック類 4.43 t/日	埼玉県八潮市二丁目字下1088番1 晴栄運送(有)
	管理型品目含む	円/台	t, m <sup>3</sup>	破碎	紙くず 6.65/日 繊維くず 3.55 t/日 金属くず 25.02 t/日 ガラス層・コンクリート層及び陶磁器層 22.14 t/日 木くず 2.81 t/日 がれき類 4.63 t/日	
産業廃棄物	がれき類	円/台	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input type="checkbox"/>	m <sup>3</sup> /日	
	ガラス層・コンクリート層及び陶磁器層	円/台	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input type="checkbox"/>	m <sup>3</sup> /日	
	廃プラスチック類	円/台	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input type="checkbox"/>	m <sup>3</sup> /日	
その他 ( )	円/台	円/(t,m <sup>3</sup> )	t, m <sup>3</sup>	破碎・ <input type="checkbox"/>	m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	台	(t, m <sup>3</sup> )	必要な情報 (性状及び荷姿等)			
合計予定金額	収集運搬(a) × (c)	処分(b) × (c)	○混合廃棄物内訳			
事前協議の要否	要 ・ 否					

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。性状等に変更が生じた場合、文書等により通知する。

[丙での中間処理後の最終処分 (再生を含む) 場所 (予定)]

I、丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
丙の施設				
「委託業務の内容」記載のとおり				
再生品目	紙・ダンボール	紙・ダンボール	紙・ダンボール	スクラップ
売却先等	名古屋紙業㈱	㈱土屋商店	㈱丸忠	協和興業㈱
			㈱ナンセイ	㈱豊春商事
				㈱照和樹脂

II、丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
木くず	1220003319	木材開発㈱	千葉県市川市本行徳2554番13	破碎	360 t/日	燃料チップ・製紙原料 建材用原料
がれき類	01120025089	㈱オオマツ興業	埼玉県吉川市大字小松川字前585-2他	破碎	240 t/日	再生砂 再生砂石
木くず	01120105793	東武環境センター㈱	埼玉県八潮市大字西袋字川西768-1他	破碎	120t/日	燃料チップ・製紙原料
木くず	00821084550	㈱イーベック牛久	茨城県牛久市正直町字守山1375番地	破碎	200 t/日	燃料チップ・製紙原料
がれき類	0920131590	㈱藤坂	栃木県佐野市菰川町603番1	破碎	2640 t/日	再生骨材
廃石膏ボード	1120105053	㈱ギプロ	埼玉県八潮市新町32番地	破碎	200 t/日	再生原料

III、丙からの最終処分(委託)先安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名	最終処分施設所在地	処理方法	処理能力
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1030167319		㈱井草実業	群馬県桐生市菱町一丁目903番1外23筆	安定型埋立	61.2554万m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1230017919		㈱山一商事	千葉県成田市芝字榎ノ木2058番1 他	安定型埋立	2,062,025万m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1230110159		新井総合施設㈱	千葉県君津市怒田字立花643-1 他	管理型埋立	93.3万m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	06331009796		株式会社ミダックはまな	静岡県浜松市西区大山町3595番地他45筆	管理型埋立	410,575m <sup>3</sup>

IV、丙から再中間処理(委託)先及びその後の最終処分 (再生含む) 場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
○・終	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	05620104110	㈱グリーン	神奈川県横浜市金沢区島浜町17-3	破碎	653.76 t/日	フラブ燃料
					圧縮	144 t/日	フラブ燃料
○・終	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず・木くず・金属くず・廃プラスチック類・紙くず・繊維くず	13-20-129086	東京臨海リサイクルパワー㈱	東京都江東区青海二丁目地先 (中央防波堤内側埋立地内)	焼却	550 t/日	発電・路盤材
○・終	管理型混合	01120163430	㈱エスオーティ	埼玉県吉川市大字中井字小松川47番1、他	破碎	96.91 t/日	破石販売
中・終	㈱エスオーティ残渣	01230110159	新井総合施設㈱	千葉県君津市怒田字立花643-1	管理型埋立	107万m <sup>3</sup>	
○・終	廃プラスチック類 紙屑・繊維屑	1120037705	㈱システムアロー	埼玉県深谷市折之口楼威ヶ原1785番、1792番	破碎・圧縮	4.43 t/日 16.02 t/日	
中・終	㈱システムアローの残渣	07931000569	㈱光島	長崎県西海町2608-1	安定型埋立	1,368,835m <sup>3</sup>	
○・終	管理型混合 残渣	1220005758	㈱新東京開発	千葉県白井市名内315-42	破碎・圧縮・切断	81 t/日	
中・終	㈱新東京開発の管理型	01230110159	新井総合施設㈱	千葉県君津市怒田字立花643-1	管理型埋立	107万m <sup>3</sup>	
中・終	㈱新東京開発の安定型	05430036859	大青工業㈱	宮城県仙台市太白区坪沼字硯石56番	安定型埋立	1,373,394m <sup>3</sup>	
中・終	㈱新東京開発の安定型	0841002377	㈱茨城環境企業	茨城県日立市小木津町字後久保1288番3、外	安定型埋立	383,612m <sup>3</sup>	
○・終	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	02121050046	エコムカワムラ㈱	岐阜県安八郡輪之内町里字本戸西85番3 他5筆	破碎	421.72 t/日	RPF燃料
○・終	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	00821008466	㈱関商店	茨城県古河市北利根14番地1	固形燃料・製鋼原料化	224 t/日	
○・終	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	01220007240	㈱フジコー	千葉県白石市折立字前原99番地1他	焼却・破碎	46.8 t/日	
○・終	ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず・廃プラスチック類 紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・がれき類	01120016701	㈱大場組	埼玉県八潮市大字木曾根字上614番1外2筆	破碎・圧縮梱包	49.05 t/日 13.48 t/日	
○・終	廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・木くず・金属くず	01020178535	㈱大河	群馬県邑楽郡明和町大輪2530番1及び2531番1	破碎	31.7 t/日	
○・終	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	01220001804	㈱和光サービス	千葉県白井市河原字仲割326番1 他	焼却	94 t/日	

# 産業廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。  
なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。  
(1)収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し  
(2)許可車両番号  
(3)必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するに当り、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。  
(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙又は丙は、産業廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。

3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、伝票等の月次集計表などによって、業務終了報告書に替えることができる。  
(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずる時は、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

2. 丙は、中間処理後の最終処分(再生含む)の場所等に変更が生じた場合は、最終処分先一覧を提出して甲は本書に添付保管する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。

2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙または丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密の保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反する時には、本契約を解除することができる。

2. 甲は、乙又は丙が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

3. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していない時は、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

4. 第1項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

第11条 本契約に定めない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意を持って協議の上、これを決定するものとする。

(特記事項)

第12条 処理委託するリサイクルに関わる廃棄物については、下記の事項を遵守すること。

1)石綿含有産業廃棄物は混入させない。混入が判明した場合には、甲(排出事業者)の責任により速やかに撤去する。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

<収集運搬業者一覧表(複数の収集運搬業者が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)		2号文書(処分用)	
1万円未満	非課税	1万円未満	非課税
10万円以下	200円	100万円以下	200円
50万円以下	400円	5,000万円以下	200円
100万円以下	1,000円	1億円以下	400円
500万円以下	2,000円	300万円以下	1,000円
		500万円以下	2,000円



※印紙税額は裏面参照

平成 年 月 日

## 産業廃棄物処理委託契約書【基本契約】

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲、乙と丙若しくは甲、乙、及び丙の契約当事者のみ押印する。

それぞれ実線で結ぶ。

契約区分(収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)

	収集運搬用	処分用	収集運搬処分用
事業者(甲)			
住所			
名称			
代表者	(以下甲という) 印	印	印
住所	東京都足立区梅田4丁目2番11号		
名称	晴栄運送有限会社		
代表者	代表取締役 関口 由子 (以下乙という) 印		印
許可番号(発生場所)	第 13-00-050034 号	(処分場所)	第 1110050034 号
	(都道府県・政令市 東京都)		(都道府県・政令市 埼玉県)
許可品目(産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( )		
	(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他( )		
許可車両	( 25 ) 台		
住所	東京都足立区梅田4丁目2番11号		
名称	晴栄運送有限会社		
代表者	代表取締役 関口 由子 (以下丙という) 印	印	印
許可番号	第01120050034号 (都道府県・政令市 埼玉県)		
許可区分	中間処理 最終処分		
許可品目(産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( )		
	(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他( )		

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下の通り産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、産業廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

(処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
  - 1) 甲は、産業廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
  - 2) 甲は、産業廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。